

**答 申 書**  
**( 答 申 第 370 号 )**  
**令和5年(2023年)3月27日**

---

**1 審査会の結論**

北海道知事が、開示請求に係る公文書について、別紙1の2の表の「非開示とした部分」欄に掲げる情報のうち、同表「開示すべき部分」欄に掲げる情報は開示すべきであるが、その余の情報を非開示としたことは妥当である。

**2 審査請求の経過並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明要旨**

別紙2のとおり(省略)

**3 審査会の判断**

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の内容について

本件諮問事案に係る開示請求は2件あり、令和4年4月15日付けで行われた「2016年に行われた旧チセヌプリスキー場の賃借権譲渡において、北海道森林局と環境局が関わったすべての文書」を請求内容とするもの(以下「本件開示請求①」という。)及び同年5月26日付けで行われた「旧チセヌプリスキー場の賃借権譲渡に関し、北海道森林局が関わったすべての文書。とうぜん譲渡後の文書を対象とするものとする。なお、起案書・議事録・来庁者対応・記電話受信・発信報告書ほか、すべての記録文書をもれなく開示することを求める。」を請求内容とするもの(以下「本件開示請求②」という。)である。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道知事(以下「実施機関」という。)は、本件開示請求①に対しては、別紙1の1(1)から(4)までに掲げる文書を、本件開示請求②に対しては、同(5)及び(6)に掲げる文書を、それぞれ対象公文書(以下これらを総称して「本件公文書」という。)として特定した。

実施機関は、本件公文書に記録されている情報の一部が、北海道情報公開条例(平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。)第10条第1項第1号に規定する非開示情報(以下「1号情報」という。)、同項第2号に規定する非開示情報(以下「2号情報」という。)又は同項第6号に規定する非開示情報(以下「6号情報」という。)に該当するとして、本件開示請求①については令和4年5月17日付け道有林第183号で、本件開示請求②については令和4年6月10日付け道有林第307号で、それぞれ公文書一部開示決定処分(以下、前者に係る処分を「処分①」といい、後者に係る処分を「処分②」といい、これらを併せて「本件処分」という。)を行った。

なお、本件諮問事案に係る審査請求は、処分①に係るもの及び処分②に係るものそれぞれ別に提起されているが、それらが同一人からの開示請求に係るものであり、それらに対する処分の内容としても類似する事案であるため、令和4年8月12日、実施機関において併合の上、当審査会に諮問されている。

審査請求人(以下「請求人」という。)は、本件処分を取り消し、実施機関が非開示とした部分の全部を開示することを求めていることから、以下、本件処分の妥当性について検討する。

(3) 1号情報の該当性について

ア 条例第10条第1項第1号は、個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められるものを非開示情報として定めている。

なお、「通常他人に知られたいと認められるもの」とは、社会通念上、他人に知られたいと思ふことが通常であると認められる情報をいうとされているが、国家公務員、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員(以下「公務員等」とい

う。)の職務の遂行に係る情報に含まれる公務員等の職及び氏名は、公務員等の私人としての行動又は私生活にかかわる事柄ではないから、通常他人に知られたいと認められる個人に関する情報とはいえ、原則として、1号情報には該当しないものである。

イ 請求人は、実施機関が1号情報に該当するとして非開示とした部分について、条例第10条第1項第1号の規定を理由に、該当箇所を最小範囲で非開示としたとしても、請求人はそれを争わないとした上で、ただし、当事者個人又は法人が識別され、それを当事者個人又は法人が望まないとしても、北海道の公有財産を賃貸する当事者法人で重要な地位にある職員が非開示とされていることに対しては、不承知を表明するとし、まして対象地は、国定公園内にあり、より高い公益性が求められることから、非開示の妥当性は厳格に判断されるべきであると主張する。

ウ 実施機関は、1号情報に該当するとして非開示とした部分について、本件公文書に記載されている情報のうち、実施機関が非開示とした部分には、法人の役員及び公務員を除く個人の職・氏名、職員番号が記載されていることから、個人に関する情報であって、特定の個人が認識され、通常他人に知られたいものと認められるため、1号情報に該当すると判断したものであり、国、地方公共団体における情報公開制度において、一般的な取扱いとなっていることから、議論の余地はなく非開示とすることが妥当であると主張する。

エ 以下、実施機関が1号情報に該当するとして非開示とした部分に係る処分の妥当性について、当審査会の考え方を詳述する。

当審査会において、北海道情報公開・個人情報保護審査会条例(平成17年北海道条例第7号)第7条第1項の規定に基づき本件公文書を見分したところ、別紙1の1(1)及び(3)の公文書には、電子メールを送信した北海道職員(以下「道職員」という。)の職員番号が記載されていることが認められる。

また、別紙1の1(2)及び(4)の公文書には、チセヌプリスキー場に係る打合せに出席した公務員等以外であって特定法人の役員を除く個人の氏名が、さらに、別紙1の1(6)の公文書には、チセヌプリスキー場の事業譲渡について道職員とメールのやり取りを行った特定法人の役員以外の個人の職名、氏名、メールアドレス、勤務先名等が記載されていることが認められる。

そこで、これらの情報が、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められる情報に該当するか否か、以下検討する。

(ア) 道職員の職員番号について

前記アのとおり、公務員等の職務の遂行に係る情報に含まれる公務員等の職及び氏名は、公務員等の私人としての行動又は私生活にかかわる事柄ではないから、通常他人に知られたいと認められる個人に関する情報とはいえ、1号情報に該当しないが、公務員等の職員番号は、職務の遂行に係る情報に含まれるものとは認められないことから、私人の場合と同様に個人情報として保護すべき情報であると認められる。

(イ) 特定法人の役員以外の個人の職名、氏名、メールアドレス、勤務先名等について

これらの情報は、特定の個人であると明らかに識別され、又は識別される可能性のある情報であり、1号情報に該当するものと認められる。

オ したがって、前記エ(ア)及び(イ)の情報は、条例第10条第1項第1号が規定する、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められる情報であることから、いずれも1号情報に該当すると認められ、実施機関が非開示としたことは妥当であると判断する。

(4) 2号情報及び6号情報の該当性について

ア 2号情報の該当性について

(ア) 条例第10条第1項第2号は、法人その他の団体(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。)、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等及び当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損

なわれると認められるものを非開示情報として定めている。

なお、「競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められるもの」とは、次のような情報をいうとされている。

- a 法人等又は事業を営む個人の保有する生産技術上のノウハウ等の事項に属する情報、販売、営業上の事項に属する情報等であって、開示することにより当該法人等又は事業を営む個人の事業活動が不当に損なわれると認められるもの
- b 経理、労務管理等の法人等又は事業を営む個人が事業活動を行う上での内部管理上の事項に属する情報であって、開示することにより当該法人又は事業を営む個人の事業運営が不当に損なわれると認められるもの
- c 法人等又は事業を営む個人の社会的評価、社会的活動の自由等が不当に損なわれると認められるもの

また、「不当に損なわれると認められるもの」に該当するかどうかは、当該法人等又は事業を営む個人に係る当該事業の性格、規模、事業活動における当該情報の位置付けなどを客観的に判断して行うものとされている。

(イ) 請求人は、実施機関が2号情報に該当するとして非開示とした部分について、概ね次のとおり主張する。

- a 条例の条文においては、開示により不当に損なわれる対象は「事業運営上の地位」又は「社会的な地位」と明示されている。しかるに、実施機関が「当該法人の事業活動が不当に損なわれるもの」とした非開示理由は、条文が改変され、開示により不当に損なわれる対象がまるで「事業活動」そのものであるかのように改変されており、適法性を欠いていることは明白である。
- b 「将来の同種の事務若しくは事業の公正を著しく困難にすると認められる」は、条例の条文の引用にすぎない。証拠を添えて犯罪の疑いを指摘しながらの開示請求に対し、具体的な理由もなく、そもそも包括的な条例第10条第1項第2号の条文を引用しただけの弁明は、抗弁になっていないことは明白である。

(ウ) 実施機関は、2号情報に該当するとして非開示とした部分について、本件公文書には、チセヌプリスキー場の権利譲渡に係る当該法人の当時の考えに基づく仮定の事業活動の情報や仮定の事業者の情報が記載されており、法人が事業活動を行う上での内部管理に属する営業上の情報であることから、開示することにより、当該法人の事業活動が不当に損なわれると認められると主張する。

イ 6号情報の該当性について

(ア) 条例第10条第1項第6号は、試験の問題及び採点基準、検査、取締り等の計画及び実施要領、争訟の方針、入札予定価格、用地買収計画その他の道等又は国等の事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務若しくは事業の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業若しくは将来の同種の事務若しくは事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にすると認められるものを非開示情報として定めている。

なお、「当該事務若しくは事業若しくは将来の同種の事務若しくは事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にすると認められるもの」とは、その情報を開示することにより、現在行われつつある事務若しくは事業又は行われようとしている事務若しくは事業の公正又は円滑な実施に重大な支障を及ぼす場合はもとより、開示することにより、反復又は継続して行われる各種の事務若しくは事業の将来における公正又は円滑な実施を著しく困難にすることが客観的に判断できる場合をいうとされている。

(イ) 請求人は、実施機関が6号情報に該当するとして非開示とした部分について、概ね次のとおり主張する。

- a 条例第10条第1項第6号が条件としている情報は、「公益性と公平性が必要とされる事務又は事業に関する情報」であることは明白である。一方、請求人が公開を求めているのは、

北海道が公益性と公平性を欠いた事務を行ったことが示されている可能性のある文書である。

b 条文の一部「将来の同種の事務若しくは事業の公正を著しく困難にするもの」だけを理由とし、具体性のない弁明は、あまりにも大雑把といわざるを得ない。

(ウ) 実施機関は、6号情報に該当するとして非開示とした部分について、本件公文書には、チセヌプリスキー場の権利譲渡に係る率直で具体的な私見、意見交換に関する情報や現状とは違う仮定の情報及び仮定に基づく対応案に関する情報が記載されており、これらの情報は、正式な手続に至るまでの事務手続に関する内容であることから、これらを開示すると、今後の意見交換に支障が生じ、双方の信頼関係を損ねるなど、将来の同種の事務若しくは事業の公正を著しく困難にすると認められると主張する。

ウ 以下、実施機関が2号情報及び6号情報に該当するとして非開示とした部分に係る処分の妥当性について、当審査会の考え方を詳述する。

(ア) 当審査会において、本件公文書を見分したところ、本件公文書のうち、まず、実施機関が6号情報に該当するとして非開示とした、別紙1の1(1)の非開示部分の記載内容は、平成28年9月13日に行われた打合せの意義や今後の契約手続に当たっての不安などメール送信者のいわば個人的感想が述べられているにすぎず、これらの情報を開示したとしても、今後、反復又は継続して行われる各種の事務の円滑な実施を著しく困難にするとは認められないため、開示することが妥当であると判断する。

(イ) 次に、実施機関が2号情報及び6号情報に該当するとして非開示とした、別紙1の1(2)、(4)及び(6)の非開示部分には、チセヌプリスキー場の権利が譲渡される特定法人の事業活動を行う上での内部管理情報や、今後の事務手続に関わる関係者が打合せを行った際の発言内容の概要が記載されていると認められる。

これらの情報のうち、実施機関が2号情報に該当するとして非開示とした部分を開示することになると、特定法人の組織上の情報、チセヌプリスキー場の権利譲渡に向けた事務手続や具体的な経営方針に関する情報が明らかとなり、当該法人の内部管理情報及び営業上の事業活動が不当に損なわれることになると認められることから、実施機関がこれらの情報が記載されている部分を非開示としたことは妥当であると判断する。

(ウ) また、実施機関が6号情報に該当するとして非開示とした部分には、チセヌプリスキー場の権利譲渡に向けて打合せを行った際に、双方で確認した内容や質疑応答及び意見交換を行った内容が記載されていることが認められ、これらの情報を開示することになると、今後の打合せの際に、意見交換を行う内容が開示されることを意識して、率直な意見交換が行われなくなり、これらの情報が開示されることにより当該法人との信頼関係が失われ、チセヌプリスキー場の事業譲渡に向けた事務手続の円滑な実施が著しく困難になると認められることから、実施機関がこれらの情報が記載されている部分を非開示としたことは妥当であると判断する。

(エ) しかしながら、実施機関が非開示とした情報のうち、関係者が打ち合わせた内容の項目名、本件処分が開示されている発言した者の所属名、チセヌプリスキー場の権利譲渡に限定されているものではなくごく一般的な事務手続に係る内容が記載されている部分については、これらの情報を開示したとしても、今後の事務若しくは事業の将来における公正又は円滑な実施を著しく困難にすると認められないため、開示することが妥当であると判断する。

(オ) そこで、条例第10条第3項の規定により、実施機関が2号情報及び6号情報に該当するとして非開示とした情報のうち、開示請求の趣旨が損なわれない程度に、分離して開示することができるか否か検討したところ、前記(ア)及び(エ)で述べた部分、つまり、別紙1の2の表の「開示すべき部分」欄に掲げる情報については、分離して開示することは可能であると判断する。

(5) 請求人のその他の主張について

請求人は、本件開示請求①及び②において、犯罪を告発するために本件開示請求に係る公文書の開示が公益上必要である旨主張するが、公益上の必要による開示について規定している条例第11

条は、開示請求に係る公文書に非開示情報が記録されている場合であっても、当該非開示情報が、現に発生しているか又は将来発生するおそれがある危害等から人の生命、身体、健康又は生活を保護するために開示することが公益上必要であると認めるときは、公文書を開示する旨規定しているものであり、請求人が主張する理由は、同条にいう公益上の必要による開示をする場合の理由に該当する余地はない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

#### 4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
令和4年9月29日	○ 諮問書の受理（諮問番号682） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②審査請求書の写し（2件分）、③公文書開示請求書の写し（2件分）、④公文書一部開示決定通知書の写し（2件分）、⑤審査請求の概要、⑥弁明書の写し、⑦反論書の写し、⑧対象公文書の写し（2件分））の提出
令和4年10月11日	○ 本件諮問事案の審議を第二部会に付託
令和5年1月20日 （第二部会）	○ 審査請求人の意見陳述 ○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
令和5年2月22日 （第二部会）	○ 答申案骨子審議
令和5年3月16日 （第114回全体会）	○ 答申案審議
令和5年3月27日	○ 答申

別紙 1

1 本件処分において、実施機関が特定した対象公文書

- (1) 2016年9月14日付け電子メール  
(表題：9/13 打合せ結果について)
- (2) (1)の電子メールに添付されていた電子ファイル  
(標題：蘭越町チセヌプリスキー場権利承継に係る打合せ)
- (3) 2016年6月14日付け電子メール  
(表題：チセヌプリスキー場の権利譲渡について)
- (4) (3)の電子メールに添付されていた電子ファイル  
(標題：チセヌプリスキー場の権利譲渡に係る打合せについて)
- (5) 報告書(平成31年4月9日付け)  
(標題：チセヌプリスキー場の事業譲渡について)
- (6) (5)の報告書に添付されていた2019年4月9日付け電子メール  
(件名：チセヌプリスキー場の事業譲渡について)

2 審査会が開示すべきと判断する部分

番号	公文書の名称	本件処分における非開示部分	開示すべき部分
1	2016年9月14日付け電子メール (表題：9/13 打合せ結果について)	・メール本文(宛名を含む。)の6行目及び7行目の一部	・全て
2	1の(1)の電子メールに添付されていた電子ファイル (標題：蘭越町チセヌプリスキー場権利承継に係る打合せ)	・出席者欄のうち、MMPの出席者(一部)及びJRTの出席者 ・【打合せ内容】欄の記述の全て	【打合せ内容】欄のうち、 ・○印で示された打合せの項目名全て ・○印で示された打合せの項目名の( )内の発言者の所属名全て ・2つ目の打合せ項目内の1行目の記述 ・3つ目の打合せ項目内の全て ・4つ目の打合せ項目内の1行目から5行目までの記述
3	1の(3)の電子メールに添付されていた電子ファイル (標題：チセヌプリスキー場の権利譲渡に係る打合せについて)	・出席者欄の3行目 ・【内容】欄の記述の全て	【内容】欄のうち、 ・1行目の記述 ・2行目の記述 ・21行目の記述 ・25行目の記述 ・29行目の記述 ・31行目から35行目までの記述